

# 実質公債費比率・将来負担比率ともに改善

平成十九年六月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、地方公共団体の「財政健全化度」を判断する新たな指標が導入されています。

この制度では、一般会計のほか、特別会計や公営企業会計（病院、水道など）も含めた財政健全化への取り組みが必要となっています。

## ◆指標が基準値を超える？

### 早期健全化基準が超えた場合

財政健全化計画の策定が義務付けられるなど、自主的な改善努力により財政健全化が求められます。

### 財政再生基準を超えた場合

財政再生計画の策定が義務付けられるなど、国等の関与により確実な再生が求められます。

### 経営健全化基準を超えた場合

（公営企業会計）

経営の健全化が求められます。再生計画の策定が義務付けられるなど、国等の関与による確実な再生が求められます。

【平成20年度決算における健全化判断比率】

区分	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
奥出雲町	-	-	23.2	288.5
<早期健全化基準>	(13.93)	(18.93)	(25.00)	(350.00)
<財政再生基準>	(20.00)	(40.00)	(35.00)	

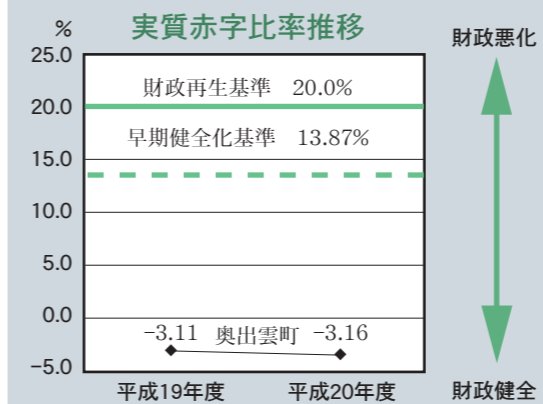
(単位:%)

※実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに黒字のため「-」表示にしています。

## ①実質赤字比率

奥出雲町では、二億三九一  
九万円の黒字決算となり、赤  
字額は発生していません。

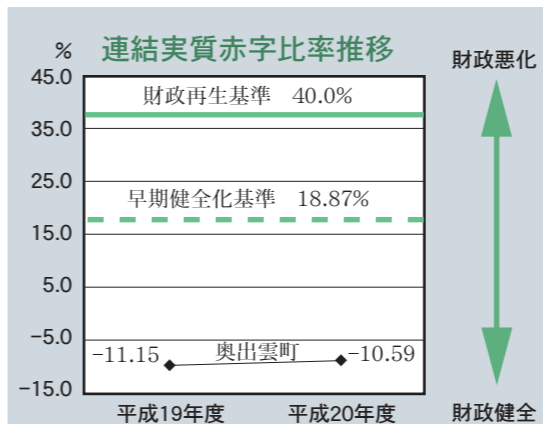
※実質赤字比率：福祉、教育、  
まちづくり等を行う自治体の一  
般会計の赤字の程度を指標化し、  
財政運営の深刻度を示します。



## ②連結実質赤字比率

奥出雲町では、一般会計と  
特別会計の全てを合算して、  
八億一五七万円の黒字決算と  
なり、連結実質赤字額は発生  
していません。

※連結実質赤字比率：全ての会  
計の赤字や黒字を合算し、地方  
公共団体としての赤字の程度を  
指標化し、地方公共団体として  
の運営の深刻度を示します。

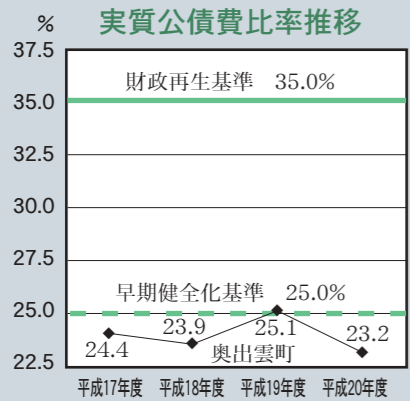


## ③実質公債費比率

奥出雲町では、23.2%とな  
り、前年度より1.9ポイント  
改善しました。

※実質公債費比率：借入金の返  
済額およびこれに準じる額の  
大きさを指標化し、資金繰りの危  
険度を示します。

一般会計等で返済する町債（町  
の借金）の償還だけでなく、消  
防署など一部事務組合への負担  
金、病院・下水道等の公営企業  
会計に対する繰出金のうち、元  
利償還金など、全ての債務の返  
済を合計し、標準財政規模（※  
1）で割った比率。

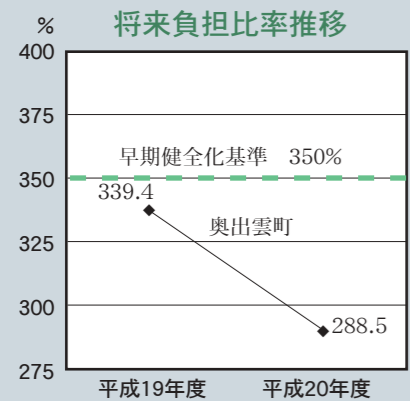


## ④将来負担比率

奥出雲町では、288.5%  
となり、前年度より50.9ポ  
イント改善しました。

※将来負担比率：地方公共団体  
の一般会計の借入金（地方債）  
や将来支払っていく可能性のあ  
る負担等の現時点での残高の程  
度を指標化し、将来負担を圧迫  
する可能性が高いかどうかを示  
します。

この将来負担比率の288.5%  
を一般家庭で年収500万円に置  
き換えると、1,442万円の残高  
がある状態と同じです。

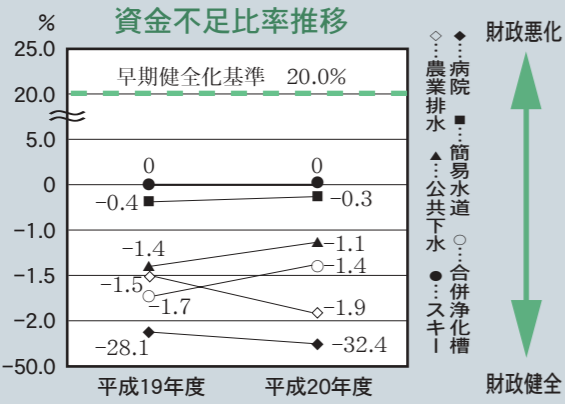


## ⑤資金不足比率

奥出雲町では、全ての会計で、  
資金収支不足額は発生してい  
ません。

※資金不足比率：一般会計の赤  
字にあたる公営企業会計の資金  
不足を、公営企業の事業規模で  
ある料金収入等の規模と比較し  
て指標化し、経営状況の深刻度  
を示します。

本町では、病院事業特別会計  
をはじめ6つの特別会計が対象  
となりますが、町が補助金を支  
出し、いずれの特別会計でも資  
金不足は発生していません。



## 【用語説明】

※1 標準財政規模：地方公共団  
体の一般財源の標準的な大きさを示す  
指標。

地方税や地方交付税など地方公共  
団体が自由に使えるお金の大きさを  
あらわしています。地方公共団体が  
通常水準の行政サービスを提供する  
上で必要な一般財源の目安となる数  
値で、財政分析や財政運営の指標算  
出のためなどに利用されます。

※2 実質公債費比率：一般会計の  
地方公共団体の公債負担を表す指標。  
この比率（三カ年平均）が18%超  
えると、これまでどおり許可を受け  
て起債を行う「地方債許可団体」。  
二十五%を超えると一部の起債発  
行が制限される「起債制限団体」とな  
るとともに財政健全化の計画策定が  
義務づけられる「早期健全化団体」  
に指定されます。

三十五%を超えると「財政再生団  
体」に指定され、実質的に国の管理  
下におかれ、財政再生計画に基づき  
財政再建に取り組むこととなり、総  
務大臣の許可が得られなければ公共  
事業等に係る起債発行も出来ません。  
また、税金や公共料金の増額、住  
民サービスの見直しをせざるを得な  
くなります。